

豊平学園生徒指導規程

北広島町立豊平小・中学校

第1章 総則

第1条 目的

- ◎ この規程は豊平学園における生徒指導体制を構築し、次の目的のために必要な事項を定める。
 - 1 児童生徒が社会で通用する身だしなみ、行動を身につけるため。
 - 2 学校は集団生活であることを鑑み、ルールを定め、誰もが安全に安心して生活できるようにするため。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 校外の学習活動及び登下校の際の服装は、次のとおりとする。
 - (登下校・学校生活における服装)
 - 各学校が示している詳細規程に基づくものとする。
 - (体操着)
 - 原則として学校で指定の体操着を着用する。ただし、洗い替え等により、指定の体操着を使用できないときは、体操着に近いもので代用することは差し支えない。

小学校詳細

- 1 制服
 - ◎上着（ブレザー型）[学校指定のもの]
 - ◎スラックスまたは半ズボン[ともに学校指定のもの] ベルトは黒か紺とする。
 - ◎スカート[学校指定のもの] スカートの長さは膝が隠れる程度とする。
 - ◎ポロシャツ（白）
 - *ズボンの中に入れる。

[着用のきまり等]

 - ・ポロシャツの下に着るのは白いものを基調とする。
 - ・ボタンは第1ボタンまですべて留める。
 - ・夏服時は第1ボタンのみ外してもよい。（式など必要な場合は全て留める）
 - ・アクセサリ類は身につけない。ゴム等も手首につけない。
 - ・ベスト，セーター，カーディガンはV襟の白・黒・紺で，上着の下に着る。袖や裾が上着からはみ出さないように着用する。
 - ・登下校時は，学校指定の黄帽を着用する。（冬季のニット帽子着用時を除く）
- 2 防寒具・傘
 - ・寒い日は，登下校で防寒着を着用してもよい。
 - ・華美でないマフラー，ネックウォーマー，ニット帽子，手袋，耳当てを着用してもよい。
 - ・特別の場合をのぞき，登下校以外では防寒具を着用しない。
 - ・傘は黄色が望ましい。
- 3 靴および靴下
 - ・白の運動靴。ただし，雨天時，積雪時は雨靴等を使用しても良い。
 - ・靴下は，黒・紺・白の単色を基本とする飾りのないものとする。くるぶしソックスは，はかない。（くるぶしソックスとは，くるぶしが出るソックスをいう。）
 - ・冬季はタイツもしくは足首までのスパッツを使用してもよい。（色は黒・ベージュとする）

中学校詳細

1 制服

- ◎上着（ブレザー型）[学校指定のもの]
- ◎スラックス[学校指定のもの] ベルトは黒か紺とする。
- ◎スカート[学校指定のもの] スカートの長さは膝が隠れる程度とする。
- ◎ポロシャツ（白）
 - *ズボンの中に入れる。

[着用のきまり等]

- ポロシャツの下に着るのは白いものを基調とする。
- ボタンは第1ボタンまですべて留める。
- 夏服時は第1ボタンのみ外してもよい。（式など必要な場合は全て留める）
- アクセサリー類は身につけない。ゴム等も手首につけない。
- ベスト，セーター，カーディガンはV襟の白・黒・紺で，上着の下に着る。袖や裾が上着からはみ出さないように着用する。

2 防寒具

- 寒い日は，防寒着を着用してもよい。学校指定のウィンドブレーカーを着用する。
- 華美でないマフラー，ネックウォーマー，手袋，ニット帽を着用してもよい。

3 靴および靴下

- 白の運動靴。※体育の授業で使用できる靴。
- 雨天時，積雪時は雨靴等を使用しても良い。
- 靴下は，黒・紺・白の単色を基本とする飾りのないものとする。くるぶしソックスは，はかない。（くるぶしソックスとは，くるぶしが出るソックスをいう。）
- 冬季はタイツを使用してもよい。（色は黒・ベージュとする）

2 頭髪・髪どめ等は，学習にふさわしく華美にならない形として学校で定める。

○入試に臨める髪形とすること。

○清潔で自然な髪形であること。整髪料はつけない，持ってこない。極端な横髪の刈り上げはしない。

○パーマ，脱色，カラースプレー，髪染めは禁止する。

○髪が肩にかかる場合は切るか結ぶ。ただし，ゴムの色は，黒，茶，紺とする。前髪は目にかからない程度に切るか，ピンで留める。

○眉毛について，抜く，剃る，切る，描く行為はしない。

○口紅（色付きリップクリームを含む）やマスカラなどの化粧品，ピアスやマニキュア等の爪や皮膚への装飾を禁止する。爪は伸ばさず，短く切るようにする。

3 本校指定のネームを，所定の場所（左胸ポケット）につける。

4 上履きの色は白を基調としたもの[小学校は，学校指定のもの]を利用する。上履き，下履きの区別をつける。中学生は，体育館専用のシューズを着用する。かかとを踏んで歩かない。

第3条 校内での生活時間について

◎ 学校がだれもが気持ちよく過ごすことができる場所となるよう，生活時間を定める。

1 授業や諸活動の開始の合図とともに開始できるように所定の位置につき，準備をすることを基本とする。

2 学習中の教室の出入りは，必ず先生の許可を得ること。教室以外の学習のときも同様である。

3 授業中は他の人に迷惑となるような行動をとってはならない。

第4条 学校内での行動について

- ◎ 誰もが気持ちよく生活するために、次のことを基本として学校生活での行動を規程する。
 - 1 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。
 - 2 学習具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。
 - 3 個々が率先して環境整備を行う。
 - 4 廊下は走らず、静かに歩行し、他の人の迷惑にならないよう気をつける。
 - 5 校舎・建物の保全に配慮し、落書きなど損傷する行為は絶対しない。
 - 6 運動場や校内で、自転車等の乗り物を乗り回してはならない。
 - 7 特別教室の利用や教具・工具等を使用するときは、必ず先生の許可を受ける。

第5条 所持品について

- ◎ 学校が、環境が整い、誰もが向上心を持って学習・生活することができる場となるように、所持品の規定をする。
 - 1 学習に不必要な金品は持参しない。お金を持ってくる際は、封筒などに入れ、登校時に速やかに先生に渡す。
 - 2 携帯電話や私物タブレット等通信機器は、校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。
 - 3 飲み物を持ってくる場合は、原則お茶、水またはスポーツ飲料とする。
 - 4 通学用カバンは、中学生は学校指定のものを使用し、小学生はランドセルを使用する。サブバックは機能的で、華美でない色のものを使用する。

第6条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引等の場合は、原則として保護者が、始業時刻まで（7時40分～8時10分）に必ず連絡する。

第7条 通学について

- 1 児童生徒の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 定められた登校・下校時間に登下校し、下校時間後用事で居残るときは、関係の先生の許可を受ける。
- 3 交通規則・道徳をよく守り、予定の通学路、通学方法を用いる。
- 4 登下校の途中、寄り道等をせず、できるだけ早く家に帰る。
- 5 部活動、その他で遅くなる場合でも、勝手に買い食いをしてはならない。

自転車通学について（中学校）

- 6 並列通行禁止等、自転車交通規則を遵守する。
- 7 ヘルメットは必ず、正しく着用する。
- 8 自転車の改造はしない。自転車は安全に運転、操作のしやすいものにする。管理は各自で責任を持って行う。
- 9 自転車乗用車は事前に保険に加入しておくこととする。

第8条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善を図る。
- 2 それでも改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第9条 校外での生活について

- 1 自他の生命を尊重し、社会のルールやマナーを守ることを基本として、遊ぶ場所・方法を熟考する。
- 2 物品の購入や家からの持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。子ども同士で金品のやりとりは行わない。
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。校区外へ子どもだけで行く時には、保護者の責任で行う。
- 4 交通ルールを守る。

- ・小学生は、自転車に乗る際は、「学校生活のきまり」（別紙参照）に基づくこととする。
- 5 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。
 - ・小学生の帰宅時刻は、夏季（4月～9月）：午後6時、冬季（10月～3月）：午後5時とする。
- 6 アルバイトは禁止する。

第4章 特別な指導に関すること

第10条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童生徒に対して、特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ いじめ
 - ④ 建造物・器物破損
 - ⑤ 窃盗・万引き
 - ⑥ 性に関するもの
 - ⑦ 薬物等乱用
 - ⑧ 交通違反
 - ⑨ 刃物等所持
 - ⑩ その他法令・法規に反する行為

- 2 本学園の規程等に違反する行為
 - ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
 - ② 授業妨害
 - ③ 登校後の無断外出・無断早退
 - ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑤ カンニング等の不正行為
 - ⑥ 家出及び深夜徘徊
 - ⑦ 怠学
 - ⑧ 不良交友
 - ⑨ 金品持出
 - ⑩ 不健全娯楽（賭け事等）
 - ⑪ 携帯電話、インターネットの不健全使用に関するもの
 - ⑫ 公共の場での迷惑行為
 - ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第11条 特別な指導の内容について

特別な指導は、説諭、学校反省指導（「通常反省指導」「別室反省指導」「反省文」「奉仕活動」）とする。

- 1 説諭
- 2 通常反省指導
 - ・通常反省指導は、通常の学校生活（授業等）を行いながら、休憩時間・放課後の時間等を活用して行う。
- 3 別室反省指導
 - ・別室反省指導は、別室において教職員の学習指導も含め、本人の反省を促す指導を行う。法規・法令に違反する行為、「学校生活のきまり」を繰り返し守れない場合等が、別室反省指導の対象となる。
 - ・別室反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により協議検討し決定する。

- 4 反省文
- 5 奉仕活動

第12条 器物損壊について

- 窓ガラスなど、学校の公共物を破損・紛失したときは、先生に届け出る。不可避免な場合を除いて全額弁償・修理をする。

第13条 警察等との連携

- 法規・法令に違反する行為については、程度の状況より判断し必要に応じて、警察・関係諸機関と連携をとる。

附 則

- 障害者差別解消法、発達障害者支援法等の法規・法令に基づき、個別に児童生徒に必要な支援等合理的な配慮を行うことがある。
- この生徒指導規程は、平成25年10月15日より施行する。

平成26年	4月	7日	一部改定
平成28年	4月	4日	一部改定
平成29年	3月	29日	一部改定
平成30年	4月	4日	一部改定
平成31年	4月	4日	一部改定
令和 元年	7月	2日	一部改定
令和 2年	4月	3日	一部改定
令和 3年	3月	3日	一部改定
令和 4年	3月	28日	一部改定
令和 5年	3月	31日	一部改定